

性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの運営を 持続可能にするための支援確立を求める意見書

令和 6 年度に、大阪府の性暴力救援センター大阪・SACHICO は、病院拠点型ワンストップセンターとしての存続が危機に瀕する事態となった。その理由は、性暴力被害者の診療を行う中心となる産婦人科医師の退職や、SACHICO の運営による病院経営の負担が増大したためである。基本的に性暴力被害者支援には、予防教育、早期発見、介入、要支援・治療ケースへの支援の上に、司法支援や生活支援までが含まれてくる。

早期発見、初期の介入時における被害者の初期対応は、協力医療機関とワンストップ支援センターで行っている。協力医療機関が入口の場合、医療上必要な初期対応（外傷の確認、証拠物採取、緊急避妊薬処方及び感染症検査等による被害者の安全措置）を行い、ワンストップ支援センターへ報告、相談の推奨、ワンストップ支援センターがその後の相談、司法・福祉との連携、継続診療への推奨を行っている。また、ワンストップ支援センターが入口の場合は、初期診療を行い、必要であれば最寄りの協力医療機関を紹介あるいは同行して連れていき、その後の相談、司法・福祉との連携、継続診療の推奨を行っており、その役割は重要である。

大阪府の SACHICO は、現在の全国の都道府県に設置されているワンストップ支援センターの草分けであるが、今回の事態を契機に今後の性暴力救援センターの持続可能な存続のために、政府において、下記の課題解決と支援の確立を要望する。

記

1. 早期発見と初期の介入体制について、24 時間電話相談と初期診療体制、性暴力被害についての救急体制も含めて再構築すること。
2. 協力医療機関については、産婦人科だけではなく、小児科、精神科、泌尿器科、肛門科や外科などの診療機能を有する協力機関を募集し、間口を拡大すること。また、刑法改正に伴い、13 歳未満の被害者に対する適切な診療が必要であることから、専門性を有した医師を確保すること。
3. ワンストップ支援センターで相談業務の中心を担う支援員の育成と確保を行い、常勤職員としての雇用体系を確立し、24 時間稼働型オフィスの維持を行うこと。
4. ワンストップ支援センター及び協力医療機関における証拠物採取、緊急避妊薬処方、性感染症検査については、警察の同行の有無にかかわらず、これを公費負担とすること。
5. 初期の段階から、精神科診療との連携を行うこと。
6. 男性被害者、LGBTQ+ の人々に対する相談や診療体制を実施すること。
7. DV 防止法や女性支援新法の適切な運用を図り、性暴力被害者への対応を充実させ、途切れない支援の提供体制の充実を図ること。
8. 誰もが性暴力の加害者にも被害者にもならないために、包括的性教育を行う支援法を制定すること。
9. 司法に供する検体の保管については、警察とも連携し、バーコードなどによる検体識別管理や DNA の安定性の確保が行えるルールと機材を整備すること。
10. 地域保健や医療の現場において、看護師、助産師、SANE、精神保健福祉士、公認心理師等で性暴力被害に対する包括的な対応ができる人材の育成を行うこと。
11. 裁判で証人となる医師への保護体制を整備し、司法制度における医師の安全を確保すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 7 年 3 月 25 日

堺市議会

内閣総理大臣
総務大臣
厚生労働大臣
内閣府特命担当大臣
（こども政策）
内閣府特命担当大臣
（男女共同参画）

各宛